

(案)

貸 貸 借 契 約 書

1 業 務 名	青少年クリエイティブセンター パソコン (令和8年度更新分) 貸貸借業務
2 場 所	吹田市立青少年クリエイティブセンター 吹田市岸部中1丁目16番1号
3 履 行 期 間	令和 8 年 8 月 1 日 から 令和 13 年 7 月 31 日 まで
4 貸貸借料	【総額】金〇〇〇〇〇〇〇円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金〇〇〇円) 【月額】金〇〇〇〇〇〇〇円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金〇〇〇円)
5 契約の保証	■ 第3条第1項第 号 (契約保証金等の額は、貸貸借料の100分の に相当する額以上とする。) □ 免 除 (第3条は適用除外)
6 適用除外条項	第 条

上記の業務について、吹田市（以下「発注者」という。）と株式会社〇〇（以下「受注者」という。）は、次の条項によって契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として本書2通を作成し、発注者と受注者は、記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 名 称 吹 田 市
代 表 者 吹田市長 〇〇

印

受注者 所 在 地
商 号 株式会社 〇〇
代 表 者 代表取締役 〇〇

印

(総 則)

第1条 受注者は、別冊の仕様書、設計書及び図面（以下「仕様書等」という。）に基づき、頭書の賃貸借料（以下「賃貸借料」という。）をもって、頭書の賃貸借期間（以下「賃貸借期間」という。）内に、物件を発注者に賃貸し、発注者はこれを借り受けるものとする。

2 前項の仕様書等に明記されていない仕様があるときは、発注者と受注者が協議して定める。

3 この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定に基づく長期継続契約である。

(賃貸借料の内訳等)

第1条の2 賃貸借料の内訳は、次のとおりとする。

(年度別内訳)

令和8年度（令和8年8月1日から令和9年3月31日まで）

年度額 金〇〇〇〇〇〇〇円（消費税及び地方消費税を含む。）

令和9年度（令和9年4月1日から令和10年3月31日まで）

年度額 金〇〇〇〇〇〇〇円（消費税及び地方消費税を含む。）

令和10年度（令和10年4月1日から令和11年3月31日まで）

年度額 金〇〇〇〇〇〇〇円（消費税及び地方消費税を含む。）

令和11年度（令和11年4月1日から令和12年3月31日まで）

年度額 金〇〇〇〇〇〇〇円（消費税及び地方消費税を含む。）

令和12年度（令和12年4月1日から令和13年3月31日まで）

年度額 金〇〇〇〇〇〇〇円（消費税及び地方消費税を含む。）

令和13年度（令和13年4月1日から令和13年7月31日まで）

年度額 金〇〇〇〇〇〇〇円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 契約保証金、延滞金及び違約金を算定する場合の契約金額の年額相当額は、金〇〇〇〇〇〇〇円とする。

(法令上の責任)

第2条 受注者は、賃貸借業務の履行に当たり、労働基準法（昭和22年法律第49号）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他関係法令を遵守しなければならない。

(契約の保証)

第3条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。

- (1) 契約保証金の納付
 - (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
 - (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、発注者が確実に認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証
 - (4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
 - (5) この契約による債務の不履行により生ずる損害を填補する履行保証保険契約の締結
- 2 前項の保証に係る契約保証金の額、担保の価値（有価証券の場合にあつては時価の10分の8の額）、保証金額又は保険金額は、貸借料（契約締結後、貸借料の変更があつた場合には、変更後の貸借料。以下同じ。）の100分の10以上としなければならない。ただし、発注者が、特に必要があると認めるときは、この限りでない。
- 3 受注者が第1項第3号から第5号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第34条第3項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。
- 4 発注者が、第37条の規定により、本条第1項第1号に掲げる契約保証金を違約金等に充当したときは、受注者は、発注者が充当した額に相当する額を追加で納付しなければならない。
- （権利義務の譲渡等）
- 第4条 この契約によって生ずる受注者の権利又は義務は、第三者にこれを譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。
- （著作権の帰属）
- 第5条 成果物（未完成の成果物及び委託業務を行う上で得られた記録等を含む。以下この条から第9条までにおいて同じ。）が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物に該当する場合には、著作権法第2章及び第3章に規定する著作者の権利（以下この条から第9条までにおいて「著作権等」という。）は、著作権法の定めるところに従い、受注者又は発注者及び受注者の共有に帰属するものとする。
- （著作物等の利用の許諾）
- 第6条 受注者は発注者に対し、成果物を公表し、複製し、又は、翻案することを許諾する。
- （著作者人格権の制限）
- 第7条 受注者は、前条の場合において、著作権法第19条第1項及び第20条第1項の権利を行使しないものとする。
- （著作権等の譲渡禁止）
- 第8条 受注者は、成果物に係る著作権法第2章及び第3章に規定する受注者の権利を第三者に譲

渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾又は同意を得た場合は、この限りでない。

(著作権の侵害の防止)

第9条 受注者は、その作成する成果物が、第三者の有する著作権等を侵害するものでないことを、発注者に対して保証する。

2 受注者は、その作成する成果物が第三者の有する著作権を侵害し、第三者に対して損害の賠償を行い、又は必要な措置を講じなければならないときは、受注者がその賠償額を負担し、又は必要な措置を講ずるものとする。

(再委託の禁止及び誓約書等の提出)

第10条 受注者は、委託業務を第三者に委託（以下「再委託」という。）してはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 受注者は、前項ただし書の規定により再委託の承諾を得ようとするときは、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容並びに再委託先に対する履行状況の管理及び監督の方法等を明確にした書面により、申請しなければならない。

3 前項の規定による申請を受けた発注者は、その承諾の可否を書面により受注者に通知しなければならない。なお、承諾をしない場合は、当該承諾をしない理由を具体的に記載するものとする。

4 再委託の承諾を得た受注者は、再委託先にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、発注者に対して、委託業務に係る再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

5 受注者は、再委託先に対して、その履行状況を管理及び監督するとともに、発注者の求めに応じて、管理及び監督の状況を適宜報告しなければならない。

6 受注者は、再委託先が、吹田市暴力団の排除等に関する条例（平成24年吹田市条例第50号）第8条第2項に規定する暴力団員及び暴力団密接関係者でないことを表明した誓約書を徴取し、発注者に提出しなければならない。ただし、その再委託先との契約において、契約金額が500万円未満の場合は、この限りでない。

7 受注者は、吹田市指名停止措置要領（平成16年4月1日制定）に基づく指名停止措置を受けている者、吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領（平成24年11月13日制定）に基づく入札参加除外措置を受けている者及び第28条各号に該当する者を再委託先としてはならない。

8 受注者が入札参加除外措置を受けている者又は第28条各号に該当する者を再委託先としていた場合は、発注者は受注者に対して、当該契約の解除を求めることができる。

9 前項の規定により契約の解除を行った場合の一切の責任は、受注者が負うものとする。

(特許権等の使用)

第11条 受注者は、委託業務の履行について特許権その他第三者の権利の対象となっている履行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

(現場責任者)

第12条 受注者は、現場責任者を定め、書面により発注者に通知しなければならない。

2 受注者又は現場責任者は、発注者の指示に従い委託業務に関する一切の事項を処理しなければならない。

3 発注者は、受注者の現場責任者について、委託業務の実施又は管理について著しく不相当と認めるときは、受注者に対しその理由を明示してその交替を求めることができる。

(委託業務の調査等)

第13条 発注者は、必要と認めるときは受注者に対して委託業務の処理状況につき、調査をし、又は報告を求めることができる。

(業務内容の変更等)

第14条 発注者は、必要がある場合には委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、業務委託料又は履行期間を変更する必要があるときは、発注者と受注者が協議して書面によりこれを定める。

(費用及び一般的損害)

第15条 委託業務の実施に要する費用については、受注者の負担とする。

2 第19条の規定による検査に合格する前に、委託業務を行うにつき生じた損害（次条第1項又は第2項に規定する損害を除く。）については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害（仕様書に定めるところにより付された保険等により填補された部分を除く。）のうち、発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第16条 委託業務を行うにつき第三者に及ぼした損害について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、受注者がその賠償額を負担する。

2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する賠償額（仕様書に定めるところにより付された保険により填補された部分を除く。）のうち、発注者の指示、貸与品等の性状その他発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者がその賠償額を負担する。ただし、受注者が、発注者の指示又は貸与品等が不相当であること等発注者の責めに帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

3 前2項の場合その他委託業務を行うにつき第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注

者受注者協力してその処理解決に当たるものとする。

(履行期間の延長)

第17条 受注者は、その責めに帰することができない理由により、履行期間内に委託業務を完了することができないことが明らかになったときは、発注者に対し遅滞なくその理由を付して書面により履行期間の延長を求めることができる。ただし、その延長日数は発注者と受注者が協議して定める。

(履行遅滞の場合における延滞違約金)

第18条 受注者の責めに帰すべき理由により、履行期間内に委託業務を完了することができない場合において、履行期間経過後発注者が相当と認める期間内に完了する見込みがあるときは、発注者は延滞違約金を徴収して履行期間を延長することができる。

2 前項に規定する延滞違約金の額は、業務委託料に対して、吹田市財務規則（昭和39年吹田市規則第14号）に定める延滞違約金の率で計算して得た額とする。

(検査及び引渡し)

第19条 受注者は、委託業務を完了したときは、遅滞なく発注者に対して受託業務完了届を提出しなければならない。

2 発注者は、前項の受託業務完了届を受理したときは、その日から10日以内に、仕様書等に定めるところにより、委託業務の完了を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。

3 受注者は、委託業務が前項の検査に合格しないときは、遅滞なく委託業務を履行して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、履行の完了を委託業務の完了とみなして、前2項の規定を準用する。

(賃貸借料の支払)

第20条 受注者は、頭書の第4項記載の契約金額について、当月分の契約金額を翌月1日以降に発注者に対し、受注者所定の請求書により請求するものとする。

2 契約の解除その他の事由により1月に満たない月が生じたときは、当該月の委託料は日割り計算とする。

3 発注者は、前項の支払請求があったときは、その日から30日以内に支払わなければならない。

(権利の帰属)

第21条 受注者から引渡しを受けた成果物に関する権利は、第5条から第9条までに規定する受注者の権利を除き、一切発注者に帰属するものとする。

(契約不適合責任)

第22条 発注者は、完了した賃貸借業務が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、目的物の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は履行の追完を請求することができない。

2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 完了した賃貸借業務の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(契約不適合責任期間等)

第23条 発注者は、完了した賃貸借業務に関し、第19条第2項の規定による検査の合格の通知（以下この条において単に「合格の通知」という。）が受注者に到達した日から2年以内でなければ、種類又は品質に関する契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。

2 前項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

3 発注者が第1項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。

4 発注者は、第1項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。

5 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるとき又は合格

の通知時において、受注者が契約不適合を知り若しくは重大な過失により知らなかったときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。

- 6 発注者は、合格の通知の際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。
- 7 完了した賃貸借業務の契約不適合が支給材料の性質又は発注者の指図により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として請求等を行うことができない。ただし、受注者がその材料又は指図の不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(発注者の任意解除権)

第24条 発注者は、賃貸借業務が完了するまでの間は、次条、第26条、第28条及び第29条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

- 2 発注者は前項の規定によりこの契約を解除した場合において、これにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(発注者の催告による解除権)

第25条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由がなく賃貸借業務に着手しないとき。
- (2) 期間内に賃貸借業務を完了する見込みがないと認められるとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第26条 発注者は、この契約に関し、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第4条の規定に違反して賃貸借料債権を譲渡したとき。
- (2) 賃貸借業務の全部の履行が不能であるとき。
- (3) 賃貸借業務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (4) 賃貸借業務の一部の履行が不能である場合又は受注者が賃貸借業務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (5) 契約の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契

約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。

(6) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

(7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に貸借料債権を譲渡したとき。

(8) 第30条又は第31条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第27条 前2条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

（反社会的勢力の排除）

第28条 発注者は受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この条において同じ。）が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 役員等（受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時業務の貸借契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この条において同じ。）が、暴力団又は暴力団員であると認められるとき。

(2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

(3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(6) 第10条第1項ただし書の規定により第三者に委任し、又は請け負わせようとするときの契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その契約の相手方が前各号に規定する行為を行う者であると知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

（談合等の不正行為に係る解除）

第29条 発注者は、この契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人（受注者又は受注者の代理人が法人の場合にあつては、その役員又は使用人。以下同じ。）に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第7条の4第7項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）若しくは同法第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(2) 受注者又は受注者の代理人が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき（受注者の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。）。

2 受注者は、この契約に関して、受注者又は受注者の代理人が独占禁止法第7条の4第7項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）又は同法第7条の7第3項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを発注者に提出しなければならない。

（受注者の催告による解除権）

第30条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（受注者の催告によらない解除権）

第31条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 第14条の規定により貸借業務内容を変更したため頭書の貸借料が3分の2以上減少したとき。

(2) 発注者がこの契約に違反し、その違反によって貸借業務を完了することが不可能となるに至ったとき。

（受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第32条 前2条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(解除に伴う措置)

第33条 発注者は、この契約が賃貸借業務の完了前に解除された場合において、受注者が既に業務を完了した部分（以下この条において「既履行部分」という。）によって発注者が利益を受けるときは、既履行部分を検査の上、当該検査に合格したときは、当該既履行部分に相応する賃貸借料を受注者に支払わなければならない。

2 受注者は、この契約が解除された場合において、貸与品等があるときは、当該貸与品を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品等が受注者の故意若しくは過失により滅失若しくは毀損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

3 前項前段に規定する受注者の取るべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第25条、第26条、第28条又は第29条の規定によるときは発注者が定め、第24条、第30条又は第31条の規定によるときは、受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、前項後段に規定する受注者の取るべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。

4 委託業務の完了後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については発注者及び受注者が民法の規定に従って協議して決める。

(発注者の損害賠償請求等)

第34条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- (1) 履行期間内に賃貸借業務を完了することができないとき。
- (2) 賃貸借業務の成果物に契約不適合があるとき。
- (3) 第25条又は第26条の規定により賃貸借業務の完了後にこの契約が解除されたとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、賃貸借料の100分の10に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 第25条又は第26条の規定により賃貸借業務の完了前にこの契約が解除されたとき。
- (2) 賃貸借業務の完了前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。

3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

- (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 4 第1項各号又は第2項各号に定める場合（前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。
- 5 第2項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する違約金の額を超える場合において、発注者がその超える分について受注者に対し賠償を請求することを妨げるものではない。
（反社会的勢力排除に違反する行為があった場合の賠償額の予定等）
- 第35条 第28条の規定によりこの契約が解除された場合には、受注者は、違約金として、発注者の請求に基づき、貸借料の100分の10に相当する額を発注者が指定する期日までに支払わなければならない。
- 2 第28条の規定によりこの契約が解除された場合には、受注者は、解除により生じる損害について、発注者に対し一切の請求を行わない。
- 3 第1項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する違約金の額を超える場合において、発注者がその超える分について受注者に対し賠償を請求することを妨げるものではない。
（談合等不正行為があった場合の賠償額の予定等）
- 第36条 受注者は、この契約に関し、次の各号のいずれかに該当するときは、発注者がこの契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金として、発注者の請求に基づき、業務貸借料の100分の10に相当する額を発注者が指定する期日までに支払わなければならない。
- (1) 公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対し、独占禁止法第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
- (3) 公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対し、独占禁止法第7条の4第7項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）又は同法第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- (4) 受注者又は受注者の代理人が刑法第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第

89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

- 2 受注者は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ次の各号のいずれかに該当するときは、前項の賃貸借料の100分の10に相当する額のほか、賃貸借料の100分の5に相当する額を違約金として発注者が指定する期日までに支払わなければならない。
 - (1) 公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
 - (2) 当該刑の確定において、受注者が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
 - (3) 受注者が発注者に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。
- 3 受注者は、この契約の履行を理由として、前各項の違約金を免れることができない。
- 4 第1項及び第2項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が当該条項に規定する違約金の額を超える場合において、発注者がその超える分について受注者に対し賠償を請求することを妨げるものではない。

(違約金等の控除)

第37条 第34条から前条までの場合において、第3条の規定により契約保証金の納付、担保の提供等の契約の保証が付されているときは、発注者は当該契約保証金、担保、保証事業会社から支払われる保証金又は保険会社から支払われる保険金等をもって違約金、賠償金又は延滞金に充当することができる。

- 2 受注者が、この契約に基づく違約金、賠償金又は延滞金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に、発注者の指定する期間を経過した日から受注者の支払日までの日数につき、民法所定の割合で計算した遅延金を加えた額を徴収する。
- 3 前項の場合において発注者の支払うべき賃貸借料があるときは、これを相殺して徴収し、なお不足があるときは追徴する。

(受注者の損害賠償請求等)

第38条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を書面により発注者に請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

- (1) 第30条又は第31条の規定によりこの契約が解除されたとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

(秘密の保持)

第39条 受注者は、賃貸借業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

2 受注者は成果物（賃貸借業務等の履行過程において得られた記録等を含む。）を他人に閲覧させ、複写させ、又はその写しを譲渡してはならない。

(従業員研修)

第40条 受注者は、賃貸借業務に従事させる従業員に、業務内容、接遇、人権啓発及び火災、地震等の緊急時の対応に関する研修その他業務遂行上必要な研修を行うものとする。

(予算の減額又は削減に伴う解除等)

第41条 この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約であるため、この契約の締結する日の属する年度の翌年度以降において、当該契約に係る発注者の歳出予算において減額又は削除があった場合、発注者は、この契約を変更し、又は解除することができる。

(補 則)

第42条 この契約書に定めのない事項については吹田市財務規則の定めるところに従い、同規則に定めのない事項については、発注者と受注者が協議して定める。